

## 会長及び副会長の選出について

水戸市緑化推進会議条例

第 5 条 推進会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会 長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

## 保存樹小委員会設置について

水戸市緑化推進会議条例

第7条 推進会議に、特別な事項を調査するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_